平成２８年（フ）第５０号
福岡県飯塚市佐與1374番地６
債務者　西岡　康伸
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２４６１号
大阪府高槻市北大樋町21番19号
債務者　納富　孝匡
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１号
福井県勝山市芳野町１丁目２番35号
債務者　白木　隆吉
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
島根県浜田市真光町１番地
債務者　佐々本明美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田　幸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２３号
島根県江津市江津町341番地２
債務者　梨木久仁子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今西　淳浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７６０号
大阪市港区田中１丁目２番１号　Ｐａｒｑｕｅ401号
債務者　東原とし子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１４号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―804号
債務者　満田泰二朗
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５０号
大阪府八尾市東山本町８丁目２番５―305号
債務者　小畑　　仁
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７２号
大阪府高槻市牧田町13番70―402号
債務者　伊藤　理子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８８号
大阪府東大阪市西堤１丁目12番27号　カレントスクエアー203号
債務者　三木　武司
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２３号
大阪市平野区平野西６丁目３番21号
債務者　三谷　智美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５２号
大阪府吹田市南吹田５丁目21番24号
債務者　髙橋聡二郎（旧姓小川・宮崎）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６３号
大阪府箕面市牧落３丁目５番６号（105号）
債務者　内田　裕美（旧姓平）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８２号
大阪府吹田市朝日町24番５号（303）、前住所大阪府吹田市元町４番21号
債務者　水野　浩美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８５号
大阪市西成区南津守４丁目１番63号　第３Ａハイツ201
債務者　細川　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３６号
大阪府門真市下馬伏町６番２―202号
債務者　森岩鋼業こと　森岩　祐樹
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３６号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番10―204号
債務者　阿部　真弓
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部